



資料1-2

加企財第181号
令和3年8月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿
(環境対策課扱い)

加美町長 猪 股 洋 文



(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について(提出)

令和3年7月20日付け環対第205号で通知のありましたこのことについて、環境の
保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当 : 企画財政課 企画係 小澤
電 話 : 0229-63-3115
F A X : 0229-63-2037
E-mail : kikaku-kikaku@town.kami.miyagi.jp



(仮称) CS 宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 町、現土地所有者（ゴルフ場経営者）及び地域住民代表は、事業実施想定区域を対象とする「やくらいリゾート開発（西薬菜地区）に関する協定書」を締結しており、協定には、災害の防止、公害の防止、排水施設の整備等、農業用ため池の管理などの項目が含まれている。自然環境の保全と地域住民の安全と健康を守る観点から、協定を遵守すること。

また、町及び現土地所有者（ゴルフ場経営者）は、相互の連携を強化し、やくらい地区の活性化及び振興に向けて取り組む「協定書」を締結しており、連携事項としてゴルフ場を活用したやくらい地区の活性化及び振興、自然環境の保全及び観光の振興などの項目が含まれていることから、協定を順守すること。

- (2) 太陽光発電事業は、二酸化炭素排出量の削減、地球温暖化の防止へ貢献するものの、大規模な事業であるため住民の生活環境や自然環境への影響が懸念される。住民にとって、加美町の自然、景色、静音は、日常生活の一部であり、事業を進める上では、住民等に対し、広く周知し、十分な理解を得ることが不可欠である。このため、住民や関係者等に対して、本事業や環境影響評価に関する情報を積極的に提供し、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を工夫しながら丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。

- (3) 近年、地球温暖化等の影響により全国的に大規模な自然災害が発生し、宮城県内でも甚大な被害が生じている。事業実施想定区域及びその周辺には、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域（土石流）、土石流危険渓流、土石流危険区域、地すべり地形が含まれている。事業実施に伴う土地の改変や森林の伐採による水源かん養機能の低下、土砂の流出、地滑りの発生等により、事業実施想定区域周辺だけでなく鹿又川の下流域に居住する住民等へ甚大な被害を及ぼすことが懸念されるため、関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく災害分野の専門家等からの意見を踏まえ、工事から施設の稼働、事業終了後の施設撤去までの全ての期間において、事業の実施による災害への影響を適切に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性がある場合は、事業実施想定区域から除外すること。また、事業実施想定区域は豪雪地帯に指定されているため、積雪量や融雪量を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

- (4) 事業実施想定区域の設定根拠について、事業実施想定区域より日射条件が良い地域が周囲にあり、また、法令等の制約を受ける場所であるにもかかわらず、設

定した根拠が示されていないため、事業実施想定区域を選定した検討経緯と根拠を明確に示すこと。

- (5) 事業実施想定区域は広範囲に及び、環境への影響が懸念される。事業の検討、環境影響評価にあたっては、関係機関と協議を行うほか、専門家の意見や本意見に十分留意し、その検討経緯及び内容を明確にし、町に説明すると共に、方法書以降の図書へ記載すること。

また、調査、予測及び評価を行った結果、環境に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施想定区域及び太陽電池発電機の削減など、ゼロオプションも含めて、事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音

施設の稼働に伴う騒音の影響が想定されることと、影響を低減できるとする具体的な根拠が示されていないため、方法書において環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(2) 水質

調整池の貯留水の濁りが発生することが想定されることと、影響を低減できるとする具体的な根拠が示されていないため、方法書において環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(3) 土地の安定性

事業実施想定区域及びその周辺に、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域（土石流）、土石流危険溪流、土石流危険区域、地すべり地形が含まれており、改変を行うのであれば、方法書において環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(4) 動物

事業実施想定区域及びその周辺に、重要な種が確認され、注目すべき生息地が

存在しており、事業実施による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

事業実施想定区域において、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザル等の生息が確認されている。町では、これらの鳥獣による農作物の被害が深刻化しており、各種対策を講じているところである。事業実施の影響により生息環境へ変化が生じ、生息分布が集落に移動することで住民の生活や農作物への被害が生じることがないように、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。また、運転開始後も生息環境等の事後調査を行い、事業による影響と考えられる事象が生じた場合は、関係機関と協議を行い、適切な措置を講じること。

(5) 植物

事業実施想定区域及びその周辺に、重要な種が確認され、重要な群落が分布しており、事業実施による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(6) 生態系

事業実施想定区域及びその周辺に、重要な自然環境のまとまりの場が分布しており、事業実施による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(7) 景観

豊かな自然資源に恵まれた加美町では、春から夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色など、四季を通じた自然景観を楽しむことができ、サイクリングやカヌー、ウィンタースポーツなどの自然資源を活かした体験型プログラム等により、インバウンドも視野に入れた交流人口、関係人口の拡大に取り組んでいる。

特に、加美町のシンボリック存在である薬菜山は、1つの眺望点にとどまらず、町の資料や様々な媒体の写真や動画素材として撮影される最も重要な景観資源

である。それらの景観にソーラーパネルが介在することになれば、景観への妨げになることは必至であり、観光や地域経済への影響が懸念されるため、方法書において環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。薬菜山を望む地点については、ホームページや観光パンフレット等の資料によるほか、SNS等に掲載された写真が撮影されている地点についても可能な限り情報収集を行うこと。

また、住民の生活の場における景観についても調査、予測及び評価を行い、調査地点については、町と協議の上、基本的には視認できる全ての行政区から、それぞれ1箇所以上選定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺に、薬菜山、やくらいコテージ、やくらいパークゴルフ場、やくらいランニングバイクパーク、やくらいガーデン、やくらいファミリースキー場、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルート、ジャパンエコトラック薬菜山登山ルート、ジャパンエコトラックシートゥーサミット宮城加美町ルート、やくらいサイズゴルフ倶楽部等が存在することから、方法書において環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(9) 廃棄物等

最大で 123,500 枚程度のソーラーパネル等の廃棄物が想定されることから、産業廃棄物の種類ごとの発生量、最終処分量、再生利用量、中間処理等について調査、予測及び評価を行うこと。

(10) 放射線の量

放射性物質が拡散または流出するおそれがないとする具体的な根拠が示されていない。改変を行うのであれば、方法書において環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(11) 温室効果ガス

本事業の稼働により温室効果ガス排出量の削減が見込まれる一方で、森林伐採やソーラーパネル等の製造、搬出入等により排出量の増加が想定される。

宮城県環境影響評価技術指針を参考に、本事業の工事着手から事業終了時期までのライフサイクル二酸化炭素について、調査、予測及び評価を行うと共に、温室効果ガス排出量の低減に努めること。

(12) その他

事業実施想定区域に、「薬菜山No.32 遺跡」をはじめとした合計 25 箇所もの埋蔵文化財包蔵地が含まれており、非常に密に分布している地域であることから、周知の包蔵地だけでなく、それ以外の区域においても試掘調査を行う必要がある。事前に町と協議を行い、可能な限り地下遺構に影響が及ばないように綿密な施工計画を策定し、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

方法書において、変電施設や送電線等の設備の設置位置を示し、改変や伐採を伴う場合は、想定される影響について調査、予測及び評価を行うこと。

事業実施想定区域に、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が含まれていることから、関係機関と協議を行うこと。

